［次世代法・女性活躍推進法　一体型］
社会福祉法人寿楽園　一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備、並びに女性職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1，計画期間

2025年1月1日～2025年12月31日までの1年間

2，内容

目標 1【次世代法】
子育てを行う女性職員が仕事と家庭を両立していけるためのメンターを養成する

≪取組内容≫

●子育てと仕事の両立経験がある職員をメンターに選任し、コミュニケーションスキルやカウンセリングスキル技術の向上を図る。

●定期的な面談を行い、現状の課題や悩みを共有し、メンティーの目標設定を支援し、進捗を定期的に確認する。

目標2【次世代法・女性活躍推進法】
計画期間内に職員一人当たりの所定外労働を10％削減する

≪取組内容≫

●労働時間を可視化し、～把握の上、「部署ごとに目標値を決め」削減に向けた対策を講じる。

●労働時間の削減が生産性向上につながることを職員に周知し、意識改革を促す。

目標3【女性活躍推進法】
管理職に占める女性労働者の割合を35％以上にする

≪取組内容≫

●管理職候補となる女性職員に対して管理職育成研修を実施する。

●管理職候補の女性職員を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。

目標4【女性活躍推進法】
仕事と生活のバランスを取れる多様な働き方を推進する

≪取組内容≫

●短時間勤務制度や在宅勤務（テレワーク）等の柔軟な働き方を推進する。

●年次有給休暇、子の看護休暇の取得について、事業計画にて数値目標の設定を行う。